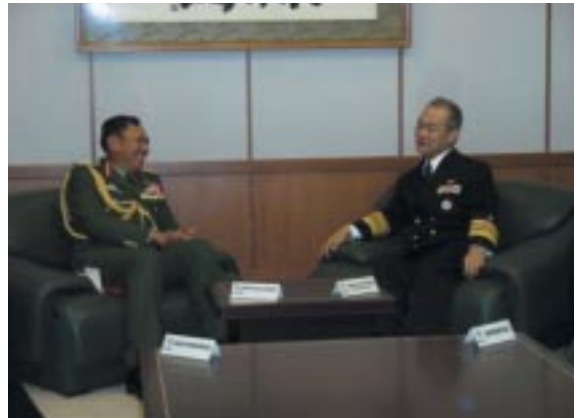


第5節

国際社会における信頼関係増進への取組

防衛庁・自衛隊は、様々なレベルで安全保障対話・防衛交流を進めるとともに、多国間共同訓練を主催し、また、アジア太平洋地域における他国主催の多国間共同訓練に参加している。さらに、軍備管理・軍縮分野の諸活動への協力を行うなど、国際社会における信頼関係の増進に取り組んでいる。これらの活動は、防衛大綱で、より安定した安全保障環境の構築への貢献として防衛力の果たすべき主要な役割の一つに位置付けられている。

本節では、これらの活動の意義や実際の状況などについて説明する。



訪日したマレーシア国防軍司令官と会談中の石川統合幕僚会議議長（本年3月 市ヶ谷防衛庁）

1 安全保障対話・防衛交流

安全保障対話・防衛交流の意義

冷戦終結後、安全保障環境をより安定化させるため、各国がその保有する軍事力や国防政策の透明性を高め、防衛当局者間の対話・交流などを通じて相互の信頼関係を深めることで、無用な軍備増強や不測の事態の発生とその拡大を抑えることが重要になっている。

アジア太平洋地域は、地理的、歴史的に多様性に富み、各国の安全保障観も多様である。また、冷戦期にも、中国という第三極が存在していたため、欧州のような明確な東西対立は存在しなかった。このような諸要因を背景に、この地域では、欧州のような多国間の安全保障の枠組みが構築されなかった。

こうした中で、アジア太平洋地域の平和と安定のため、米国を中心とした二国間の同盟・友好関係と米軍の存在が重要な役割を果たしてきた。このような状況は現在でも基本的には変わらない。一方、冷戦終結後には、従来イデオロギーや領土をめぐる対立や紛争を続けてきた国家間で関係改善の動きが見られ、対話や交流が活発化している。また、ASEAN地域フォーラム（ARF）のように、様々な多国間の安全保障分野での対話（Association of Southeast Asian Nations ASEAN Regional Forum）が試みられ、次第に定着している。

）1章3節8（p82）参照。

このような情勢の下、わが国の平和と安全を確保するためには、適切な防衛力を整備し、日米安保体制を堅持するとともに、国際社会、特に、アジア太平洋地域で、より安定した安全保障環境を構築することはますます重要となっている。防衛庁・自衛隊は、この地域における関係諸国との信頼関係の増進を図る上で、関係諸国との二国間交流やARFなどの多国間の安全保障対話などを重視して積極的な取組を進めており、今後とも、関係諸国の動向をも見つつ、その内容を深め、幅を広げることで、より安定した安全保障環境の構築への貢献を積極的に行うこととしている。

二国間の防衛交流と多国間の安全保障対話			
区分	類型	意義	概要
二 国 間 の 防 衛 交 流	防衛首脳など ハイレベルの交流	双方の重要な関心事項である地域情勢や国防政策などについての率直な意見交換を通じて、相互の理解や信頼関係を増進するとともに、じ後の交流にはずみをつける。	・防衛庁長官と各国国防大臣の対話・相互訪問 ・副長官、長官政務官、事務次官、統合幕僚会議議長、陸・海・空各幕僚長クラスの対話・相互訪問
	防衛当局者間の 定期協議など	国防政策の企画立案者同士が継続的に直接意見を交換し合うことは、ハイレベルの対話・交流の基礎となるとともに、そこで培われる人的な関係は、当該国との相互の理解や信頼関係の増進に寄与。	・局長、審議官クラスの実務者同士による協議 ・統合幕僚会議事務局、陸・海・空各自衛隊と関係諸国の統合参謀本部、陸・海・空軍との間の対話
	部隊間の交流	共同訓練や交流行事などを通じて相互理解と信頼関係を増進する。	・練習艦隊などの艦艇、航空機の相互訪問 ・捜索・救難に関する共同訓練の実施
	留学生の交換	本来的な教育上の目的のほかに、比較的長期の滞在による人的交流を通じて友好親善を増進し、相手国の防衛政策や部隊の実態などに対する理解や信頼関係の増進に寄与。	・留学生の受け入れ ・海外の軍関係機関への留学生の派遣
	研究交流	研究者の立場からの自由な意見交換が行われ、相互理解を深めるとともに、防衛交流の幅を広げること寄与。	防衛研究所と諸外国の軍関係の研究機関などの研究交流
多国間の 安全保障対話	関係諸国の間に各々の情勢認識・安全保障観についての相互理解が深まることや多国間にまたがる問題について効率的・効果的に協議し得る。	・ARFにおける対話 ・防衛庁主催の多国間対話 ・政府主催の多国間対話 ・民間主催の多国間対話	

進展する二国間の防衛交流

(1) 二国間防衛交流の意義

二国間の防衛交流は、相互理解や友好親善、信頼関係の増進などを目的として、各国の防衛担当者が行う交流である。その特徴は、相手国との関係に応じてきめ細かな対応が可能となる点や、これにより構築される二国間の信頼関係が多国間の安全保障対話を効果的に進める際の基礎にもなり得る点にある。

(2) 日韓防衛交流

韓国は、わが国の最も近くに位置する友好国である。わが国の安全保障政策における最重要課題の一つである北朝鮮問題に適切に対応するためにも、日韓の協力体制の構築は不可欠である。様々な交流を通じて信頼関係を増進することは、両国の友好関係をより強固なものとする上で有益であり、朝鮮半島を含む東アジア全域の平和と安定に役立つものである。

1998(平成10)年の小淵総理(当時)と金大中大統領(当時)との日韓首脳会談では、新たなパートナーシップを構築するとの共通の決意を「21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ共同宣言」として発表した。両首脳は、両国間の安全保障対話・防衛交流を歓迎し、一層強化することとした。

ア 防衛首脳クラスなどのハイレベルの交流

94(同6)年以降、両国防衛首脳が、毎年(01(同13)年を除く。)交互に訪問して会談が開かれている。

昨年4月には中谷防衛庁長官(当時)が、本年3月には石破防衛庁長官が訪韓した。本年3月の石破防衛庁長官と



来訪した韓国空軍参謀総長と会談中の津曲航空幕僚長(本年5月 市ヶ谷防衛庁)

) 1章3節8(p82)参照。
資料38(p353)参照。

韓国国防部長官との会談では、朝鮮半島情勢について、北朝鮮の核開発問題に関し、核不拡散条約脱退表明などの動きに対してお互いに強い懸念を共有するとともに、この問題を平和的に解決するためには、日本、韓国、米国が緊密な連携を維持することが重要であるということで意見が一致した。このほか、昨年11月には韓国国防部長官が訪日し、地域情勢、防衛政策、防衛交流などについて意見交換を行った。

昨年11月、歴史教科書問題などの影響で延期されていた韓国合同参謀本部議長^イの訪日が5年ぶりに実現した。これは「統合幕僚会議議長（統幕議長）と合同参謀本部議長（合参議長）の相互訪問の定期化」に基づくものである。また、昨年10月、遠竹航空幕僚長（空幕長）（当時）、同年11月、石川海上幕僚長（海幕長）（当時）が訪韓した。一方、昨年11月、韓国陸軍参謀総長、本年5月、韓国空軍参謀長が訪日した。



韓国合同参謀本部議長訪日時の歓迎式典
（昨年11月 市ヶ谷防衛庁）

イ 防衛当局者間の定期協議など

94（同6）年以降、毎年、審議官級協議である日韓防衛実務者対話を行っているほか、98（同10）年以降は、日韓安保対話を行っている。昨年9月にも韓国で、第9回日韓防衛実務者対話が開催され、地域情勢、両国の防衛政策、日韓防衛交流などの意見交換を行った。また、統合幕僚会議事務局と韓国合同参謀本部、陸・海・空自衛隊と韓国陸・海・空軍間でも活発な対話などを行うとともに、留学生の交換や研究交流も盛んに行っている。

ウ 部隊間の交流

海自と韓国海軍は、94（同6）年以来、艦艇が相互に訪問するなどの交流を行うとともに、99（同11）年には艦艇の相互訪問と初の搜索・救難共同訓練を、昨年9月には、対馬南西海域において日韓搜索・救難共同訓練を行った。



日韓搜索救難共同訓練を行う海自・韓国海軍の艦艇
（昨年9月 対馬南西海域）

また、韓国との間の音楽隊の交流については、00（同12）年5月の日韓防衛首脳会談時に瓦防衛庁長官（当時）より提案がなされたことを受け、同年11月の自衛隊音楽まつりには韓国海軍軍楽隊が、昨年は、韓国空軍軍楽隊が参加した。そして、昨年10月、陸自中央音楽隊が、韓国で行われた江原道国際軍楽祭^{カンウォンド}にはじめて参加した。なお、参加にあたっては、空自のC-1輸送機2機が、音楽隊を韓国に輸送した。



江原道国際軍楽祭で演奏する陸自中央音楽隊
（昨年10月 韓国江原道）

）江原道国際軍楽祭の開催は2回目（前回2000（平成12）年）で、9か国（日本のほか、米国、英国、韓国、タイ、ニュージーランド、フランス、モンゴル、ロシア）が参加した。

さらに、陸自は、99（同11）年以来、韓国陸軍と初級幹部交流を行っている。本年3月の第5回目の訪韓では、双方それぞれの将来を担う初級幹部同士が忌憚のない意見交換を行うなど、極めて有益なものとなった。

防衛庁は、このような交流を積み重ね、今後とも緊密な日韓防衛関係の構築に努力することとしている。

（3）日露防衛交流

ロシアは、欧州のみならず、アジア太平洋地域での安全保障に大きな影響力を持ち、かつ日本の隣接国であるため、日露の防衛交流を深め信頼関係の増進を図ることは極めて重要である。

防衛庁は、97（同9）年のクラスノヤルスクでの首脳会談以降、様々な分野で日露関係が進展する中、着実にロシアとの防衛交流を進めている。

99（同11）年には、野呂田防衛庁長官（当時）が訪露し、ロシア国防相（代行）との間で対話及び交流の発展のための基盤構築に関する「覚書」^{1）}に署名し、双方間の信頼関係の増進と相互理解の向上を図るとの決意を表明した。



ロシア国防相と会談中の石破長官
（本年1月 ロシア）

本年1月、小泉総理公式訪露の際に署名された「日露行動計画」の中で、両国首脳は、防衛交流の分野で、ハイレベル交流、防衛当局間協議、共同訓練、親善訓練などを引き続き実施することで両国の防衛交流を着実に進めるとの意思を相互に確認した。

これを踏まえ、総理訪露の直後（本年1月）に石破防衛庁長官が訪露し、ロシア国防相との間で、「日露行動計画」の柱の一つである防衛分野の関係発展のため、今後もさらに防衛交流を拡大、発展させるとの意思を相互に確認した。

） 防衛庁長官及び国防大臣の相互訪問の継続的実施、防衛当局間のハイレベル対話の継続的実施、防衛当局者の定期協議の開催、防衛交流の進め方を協議する共同作業グループの開催、安全保障問題関連の会議、シンポジウム、セミナーへの参加、統合幕僚会議事務局と参謀本部のスタッフトークスの実施、陸自と地上軍の代表団の相互訪問、艦艇の相互訪問、共同訓練、親善訓練の実施、教育機関の代表団による交流、日露海上事故防止協定締結に伴う年次会合の開催、などについて表明したものの。

ア 防衛首脳クラスなどのハイレベルの交流

96（同8）年に、旧ソ連時代を含めて初めて臼井防衛庁長官（当時）が訪露して以来、ハイレベルの交流が進展しており、最近では、前述のとおり、本年1月に石破防衛庁長官が訪露し、4月には露国国防相が訪日した。このほか、昨年10月には第8回西太平洋海軍シンポジウムと国際観艦式のため、露海軍太平洋艦隊司令官が訪日した。

イ 防衛当局者間の定期協議など

防衛庁は、両国間の防衛交流の進め方全般について協議する共同作業グループ会合、日露海上事故防止協定締結に基づく年次会合などを継続的に行っている。また、昨年4月に行った統合幕僚会議事務局とロシア連邦軍参謀本部とのスタッフトークスをはじめ、陸・空自衛隊とロシア陸・空軍の間でも活発な対話などが行われている。さらに、防衛研究所は、ロシア連邦軍参謀本部軍事戦略研究センターなどのロシア国防省関係研究機関との間で、日露防衛研究交流を継続的に行っている。

ウ 部隊間の交流など

96（同8）年の海自艦艇のウラジオストク訪問以来、毎年艦艇の相互訪問を行っているほか、98（同10）年から01（同13）年まで4回にわたり、日露捜索救難共同訓練を行っている。また、昨年10月には、国際観艦式と多国間捜索・救難訓練への参加のため、ロシア艦艇3隻が横須賀港に入港した。このうち潜水艦は、旧ソ連時代を含めてはじめてのわが国への入港となった。



国際観艦式に参加中のロシア潜水艦（昨年10月 東京湾）

(4) 日中防衛交流

アジア太平洋地域で大きな影響力を持つ中国と防衛分野での相互理解を深め信頼関係を増進することは、両国間の安全保障のみならず、この地域の平和と安定にも有益である。

98（同10）年の小淵総理（当時）と江沢民国家主席（当時）との日中首脳会談では、「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言」を発表し、両首脳は、両国の防衛交流が相互理解の増進に有益な役割を果たしていることを積極的に評価したほか、安全保障・防衛分野での交流を徐々に深めることで意見が一致した。また、これに先立ち、同年、久間防衛庁長官（当時）が訪中した際の防衛首脳会談でも、防衛首脳レベルでの対話の継続実施など、今後の防衛交流の進め方について合意した。

防衛庁は、中国国防当局との交流の中で、特に、日本の防衛政策に対する中国側の理解の促進に努めるとともに、中国の軍事力や国防政策の透明性が向上するよう働きかけている。

ア 防衛首脳クラスなどのハイレベルの交流

最近では、00（同12）年10月の竹河内空幕長（当時）の訪中を受け、01（同13）年2月、中国空軍司令員（上将）がはじめて訪日している。なお、昨年4月には中谷防衛庁長官（当時）の訪中が予定されていたが、中国からの申し出により延期となった。

イ 防衛当局者間の定期協議など

両国の外交・防衛当局間による日中安全保障対話が継続的に行われている。また、防衛研究所を中心とした研究交流や教育分野の交流などが進められているほか、友好親善のための相互訪問などが行われている。

ウ 部隊間の交流

00（同12）年10月、森総理（当時）は、訪日した朱鎔基首相（当時）と艦艇の相互訪問を早期に実現することで意見の一致をみ、昨年5月に中国海軍艦艇が訪日する予定であったが、中国の申し出により延期された。

(5) 東南アジア諸国との防衛交流

東南アジア諸国は、海上交通の要衝^{ようしゅう}を占める地域に位置するとともに、わが国と密接な経済関係を有しており、これらの国々と安全保障上の諸問題について対話を促進し、相互理解と信頼関係の増進を図ることは、双方にとって有意義である。

最近の主なハイレベルの交流は、以下のとおり活発に行われており、東南アジア諸国との防衛交流は着実に進展している。

ア 訪問

- 昨年8月 中谷防衛庁長官(当時): 東ティモール
 山下政務官(当時): インドネシア、シンガポール、タイ、マレーシア
 木村政務官(当時): カンボジア、ベトナム
- 昨年10月 中谷陸上幕僚長(陸幕長)(当時): 東ティモール
- 昨年11月 石川海幕長(当時): インドネシア
- 本年3月 小島政務官: 東ティモール

イ 訪日

- 昨年9月 シンガポール第2国防大臣
- 本年3月 マレーシア国防軍司令官

実務者レベルの防衛当局者間の定期協議も順調に行われており、安全保障・防衛分野での意見交換を通じて相互理解と信頼関係の増進に努めている。また、各種幕僚協議、研究交流、留学生の受け入れ及び派遣など幅広い交流を行っている。部隊間の交流は、艦艇の訪問を中心に着実に行われている。

これらの交流は、地域の平和と安定に重要な役割を果たしうる多国間のネットワークを構築する基礎となっている。

(6) その他の諸国との防衛交流

安全保障環境をより安定化させるためには、相互の軍事力や国防政策を理解し、友好関係を深めることが重要である。防衛庁・自衛隊は、前述の近隣諸国のほかにもアジア太平洋諸国の一員であるオーストラリアやカナダ、さらには、欧州諸国をはじめ、多くの国々とハイレベルの交流、実務者レベルの定期協議、留学生の交換などを行っている。また、部隊間の交流では、艦艇の訪問を活発に行っている。

最近の主なハイレベル交流は、以下のとおり行われており、多数の国々と緊密な協調関係を継続している。

ア 訪問

- 昨年8月 中谷防衛庁長官(当時): オーストラリア
 萩山副長官(当時): イタリア、スイス
- 昨年9月 伊藤事務次官: ドイツ、フランス
- 昨年10月 中谷陸幕長(当時): オーストラリア
- 昨年12月 遠竹空幕長(当時): インド
- 本年5月 石破防衛庁長官: インド

イ 訪日

- 昨年7月 イタリア国防事務総長
 英国防参謀総長
 インド国防大臣
 オーストラリア陸軍本部長
- 昨年10月 英海軍参謀総長
 ベルギー国防参謀総長
- 本年2月 ドイツ空軍総監

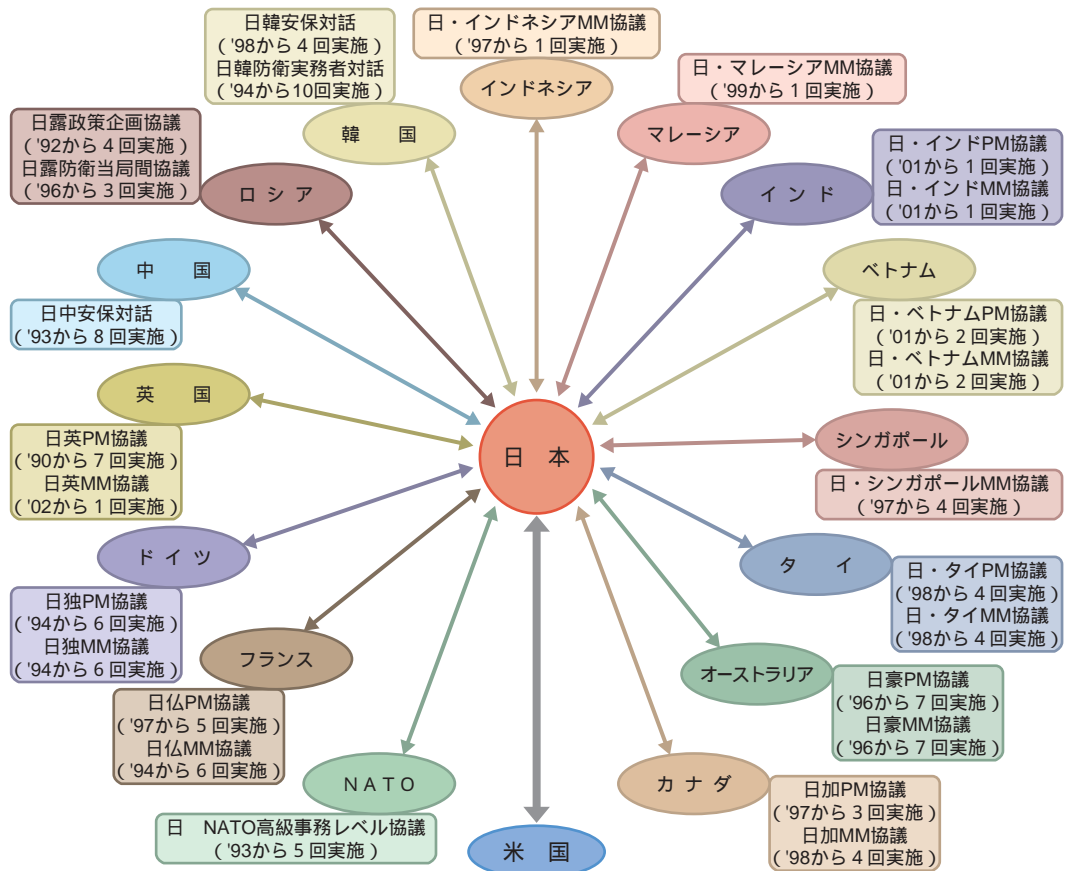


英国第1海軍卿兼海軍参謀総長と会談中の伊藤事務次官
 (昨年7月 市ヶ谷防衛庁)

また、昨年、海自の練習艦隊が、遠洋練習航海で北中米諸国を訪問した。

このようにわが国が、自由と民主主義といった国の基本となる価値観を共有する国々と交流することは、世界レベルでの平和と安定に重要な役割を果たしている。

諸外国などとの定期的な協議の実施状況



2003年6月現在

PM協議：局長、審議官クラスの外交、防衛当局者間の安全保障対話
MM協議：局長、審議官クラスの防衛当局者間の対話

重要度を増す多国間の安全保障対話

(1) 多国間安全保障対話の意義

アジア太平洋の一部地域における不透明・不確実な要素の存在や近年問題となっている大量破壊兵器の拡散などの新たな脅威は、地域全体の安全保障上の不安定要因となり得る。

多国間の安全保障対話では、安全保障に関する共通の関心事項について関係国間で意見交換を行い、相互理解を深めることで、国家間の信頼関係を増進でき、また、複数国間にまたがる問題について関係国がイニシアティブを発揮することで、地域の平和と安定に効果的に貢献できるため、その意義は極めて大きい。

また、PKO活動など、多国間での取組を容易にするという具体的な効果もある。

(2) ASEAN地域フォーラム (ARF)

ARFは、アジア太平洋地域における唯一の全域的な政治・安全保障対話の場として、94(同6)年の第1回閣僚会合以降、その活動の裾野を^{すその}広げつつ着実に進展している。

95(同7)年の第2回閣僚会合では、ARFの今後のプロセスとして、信頼醸成の促進、予防外交の進展、紛争へのアプローチの充実の3段階が漸進的に進められるべきことなどが合意された。

防衛庁は、ARFがアジア太平洋諸国の共同体意識を醸成し、地域の安全保障環境を安定化させるものとなるには、ARFのプロセスが進展する中で、防衛当局間の信頼関係の増進が重要であると考えている。この観点から、防衛庁は、ARFにおける防衛政策の透明性の向上、防衛当局間の率直な意見交換などを通じた相互理解と信頼関係の増進を図るための努力を続けている。

ARFでは、外相級の閣僚会合の他に、高級事務レベル会合（SOM）や信頼醸成に関するインターセッションナル支援グループ（ISG）が開催されている。
Ministerial Meeting Senior Officials Meeting
Inter-Sessional Support Group

このような場で、外務当局者と合同で行われる全体会合とは別に、国防当局者会合や国防当局者による昼食会を開催することが昨年から定例化しており、防衛庁からも関係者が積極的に参加して各国の国防当局者との間で率直な意見交換を行うなど、国防当局者のARFへの関与は着実に進展している。
Plenary Meeting Defense Officials Meeting

なお、01（同13）年8月には、防衛研究所主催により、第5回ARF国防大学校長等会議を開催した。

（3）防衛庁主催による多国間の安全保障対話

防衛庁は、各国国防当局者との情報・意見交換を通じた相互理解の増進と信頼醸成を図るため、わが国が主体性をもって積極的に安全保障対話を進めることが、アジア太平洋地域の安定化に重要であると考えている。防衛庁は、このような認識の下、次のような安全保障対話などの機会を設けている。

ア 内部部局など

昨年10月、第7回アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム（東京ディフェンスフォーラム）を開催した。このフォーラムは、96（同8）年から防衛庁が主催しているもので、アジア太平洋地域の国防政策又は防衛交流担当局長・局次長クラスの防衛当局者が一堂に会し、地域の安全保障について直接対話を行う唯一の場として始まった。このフォーラムは、各国の国防政策への相互理解を深め、その透明性を高め、地域の安定化に寄与することを目的とし、各国の国防政策や、国防面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組について意見交換を行ってきた。このような意見交換などを通じ、防衛当局間で安全保障対話・防衛交流を進めることが重要であるとの共通認識が得られている。



第7回アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラムで開会の挨拶を行う赤城副長官（昨年10月 東京）

昨年10月のフォーラムでは、アジア太平洋地域の21か国¹⁾と1機関（EU）の参加を得て、各国の国防政策と地域の信頼醸成における防衛当局の役割などについて意見交換を行った。そのほか、テロ対策における軍の役割などについて議論を行った。また、本年1月には、同じく21か国1機関の参加を得て、第2回目の課長（大佐）クラスによる分科会を開催し、化学兵器の拡散への対応、対人地雷廃絶のための取組について集中的な議論を行った。

¹⁾ ARF加盟国から北朝鮮を除く21か国：米国、インド、インドネシア、オーストラリア、カナダ、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、中国、日本、ニュージーランド、バブア・ニューギニア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ロシア

イ 陸上自衛隊

本年2月、英国、ドイツ、フランス、米国の兵站実務担当者などを招へいして、第6回陸軍兵站実務者交流（MLST）を開催した。この交流は、Multilateral Logistics Staff Talks 後方支援体制のあり方などについて意見交換を行うことにより、各国との相互理解の促進と信頼醸成を図ることを目的とするものである。今回は戦争以外の作戦における兵站支援などについて意見を交換した。



陸幕装備部が進行役となり議論中の
第6回陸軍兵站実務者交流（本年2月 市ヶ谷防衛庁）

ウ 海上自衛隊

昨年11月、海自は、創設50周年に併せて、2回目の主催者となる第8回西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）を開催した。これは海洋に関する事項を検討するためのフォーラムを提供することで、西太平洋の海軍間の協力を増進し、海軍の専門家間の情報交換を増進させて共通の理解を得ることなどを目的としている。本シンポジウムでは、海軍参謀総長クラスなど11名を含む18か国からの参加を得て、訓練を通じての協力の促進、将来、西太平洋地域のイニシアティブをとること、インターオペラビリティの増進などについて意見交換を行った。88(昭和63)年から始まったWPNSは、当初のお互いを知り合う場から信頼関係を構築する場に発展してきた。さらに共同訓練の実施やインターオペラビリティの向上についても話し合う場にもなっている。



石川海上幕僚長（当時）が議長となり議事を進行する
第8回西太平洋海軍シンポジウム（昨年10月 東京）

また、同シンポジウムの下での幕僚レベルの協議として、ワークショップなどを行っている。

エ 航空自衛隊

本年2月、第7回国際航空防衛教育セミナーを開催した。このセミナーは、アジア太平洋諸国の空軍大学関係者などを招へいし、幹部教育などについて意見交換を行うものである。本セミナーは、各国の幹部教育の実情と考え方を理解して、空自の教育の資を得るとともに、相互理解を深めることを目的として行ったものである。今回は、6か国からの参加を得て、空軍大学などにおける教官養成についての議論を行い、参加国の実情を把握するとともに、相互に理解を深めた。



空自幹部学校が主催した第7回国際航空防衛教育セミナー
（本年2月 目黒 空自幹部学校）

1) 1回目は、1996（平成8）年に主催した第5回西太平洋海軍シンポジウム。

参加国：米国、インドネシア、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ、中国、トンガ、ニュージーランド、バブアニューギニア、フィリピン、フランス、ベトナム、マレーシア及びロシア
オブザーバー参加国：インドカナダ、チリ

具体的には、災害救助、次世代のための交流などにおけるイニシアティブ

具体的には、搜索救難、人道支援、災害救助、掃海、補給などのインターオペラビリティ

参加国：米国、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ、フィリピン

オ 防衛大学校

昨年7月、第8回国際防衛学セミナーを開催した。これは、防衛学教育・研究の充実、発展、参加国間の相互理解の促進を目的とし、96（平成8）年からアジア太平洋諸国の



第6回国際士官候補生会議
（昨年7月 横須賀 防衛大学校）

軍学校の教官などが参加している。今回は、13か国からの参加を得て、「士官候補生教育における歴史教育」について研究会などを行った。

また、本年3月、12か国の士官候補生を招いて第6回国際士官候補生会議を開催した。この会議は、学生の国際感覚を養うとともに、参加国間の相互理解の促進などを目的とし、「21世紀における軍隊」をテーマとして意見を交換した。

）参加国：米国、オーストラリア、カナダ、インド、インドネシア、韓国、シンガポール、タイ、中国、フィリピン、マレーシア、モンゴル、ロシア

）参加国：米国、イタリア、インドネシア、英国、オーストラリア、カナダ、韓国、シンガポール、タイ、フィリピン、フランス、マレーシア

カ 防衛研究所

昨年11月、第9回アジア・太平洋諸国安全保障セミナーを開催した。このセミナーは、参加各国軍人間の相互理解を深め、信頼関係を増進するとともに、隊員の国際感覚の向上を目的とし、94（同6）年から毎年開催されている。今回は、18か国からの参加を得て、アジア太平洋地域の安全保障秩序と国連平和維持活動に焦点を当てた発表や討議、部隊見学などを行った。

また、諸外国の著名な有識者を招いて、公開の場で意見発表を行い、わが国における安全保障対話・防衛論議の促進に貢献するため、安全保障国際シンポジウムを毎年開催している。



戦争史研究国際フォーラム（昨年9月 東京）

さらに、昨年9月、戦争史研究国際フォーラムを開催した。同フォーラムは、戦争史を多国間で比較することで当該国との相互理解を深め、信頼関係の構築に寄与することを目的として毎年開催しているものである。

なお、地域の軍事に関する透明性の向上などのため、研究者による研究成果を取りまとめた「東アジア戦略概観」を96（同8）年から毎年刊行している。

）参加国：米国、インド、インドネシア、オーストラリア、カナダ、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、ロシア

）東アジア戦略概観。
<http://www.nids.go.jp/dissemination/east-asian/index.html>

防衛庁・自衛隊では、その他、次の図表のような防衛庁主催による多国間の安全保障対話を行っている。

防衛庁主催による多国間安全保障対話

(02(平成14)年7月~03(平成15)年6月)

安全 保 障 対 話		概 要
内部部局 など	アジア・太平洋地域防衛当局者 フォーラム	防衛庁の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域の国防政策、防衛交流担当局長クラスの参加を得て、国防面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。
	アジア・太平洋地域防衛当局者 フォーラム(東京ディフェンス フォーラム分科会)	防衛庁の主催により、02年から毎年開催し、アジア太平洋地域の国防政策、防衛交流担当課長(大佐)クラスの参加を得て、多様化する軍の役割などの国防面に焦点を当てた信頼醸成措置への取組などに関する意見を交換する場としている。
防 衛 庁 主 催	陸上自衛隊 陸軍兵站実務者交流	陸自の主催により、97年から毎年開催し、アジア太平洋地域と欧州地域の兵站関係者を各年度毎に交互に招へいして兵站体制に関する意見を交換の場としている。
	指揮幕僚課程学生 多国間セミナー	陸自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの陸軍大学学生などの参加を得て、部隊訓練のあり方などに関する意見を交換する場としている。
海上自衛隊 注1)	アジア・太平洋諸国 海軍大学セミナー	海自の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの海軍大学教官などの参加を得て、海軍力の果たす役割などに関する意見を交換する場としている。
航空自衛隊	国際航空防衛教育セミナー	空自の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域の空軍大学関係者などの参加を得て、幹部教育などに関する意見を交換する場としている。
	指揮幕僚課程学生 多国間セミナー	空自の主催により、01年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの空軍大学学生などの参加を得て、安全保障と各国の役割などに関する意見を交換する場としている。
防衛大学校	国際防衛学セミナー	防大の主催により、96年から毎年開催し、アジア太平洋地域の軍学校の教官などの参加を得て、士官学校における教育などに関する意見を交換する場としている。
	国際士官候補生会議	防大の主催により、98年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの士官候補生を招いて、21世紀における軍隊などに関する意見を交換する場としている。
防衛研究所	アジア・太平洋諸国 安全保障セミナー	防研の主催により、94年から毎年開催し、アジア太平洋地域などの軍関係者などの参加を得て、アジア太平洋地域の安全保障秩序などに関する意見を交換する場としている。
	戦争史研究国際フォーラム	防研の主催により、02年から毎年開催することとしている。軍関係研究者などの参加を得て、戦争史の比較による相互理解などを目的として行っている。

(注) 1 海自も02年には開催しなかったが、陸・空自と同様に、海自の主催により、指揮幕僚課程学生多国間セミナーを00年から開催し、アジア太平洋地域などの海軍大学学生などの参加を得て、リーダーシップ教育の現状などに関する意見を交換する場を持っている。

2 下線の対話については、本文に詳細を記載。

(4) その他の多国間の対話への参加

防衛庁・自衛隊では、次の図表のような対話の場に参加し、様々な分野での意見交換に努めている。

この中で、本年5月、英国の国際戦略研究所(IISS)が主催し、シンガポールで開催された「アジア安全保障会議」には、石破防衛庁長官が出席し「アジア太平洋の安全保障に関する地域的展望」についてスピーチを行った。この会議には、アジア太平洋地域などの国から多数の国防大臣などが参加し、地域の安全保障に関する問題についての議論、意見交換が行われた。

また、昨年11月、シンガポールで行われた第5回アジア・太平洋諸国参謀総長等会議(CHOD)には、竹河内統幕議長(当時)が参加した。本会議では、関係国軍の参謀総長等が一堂に会し、「21世紀における安全保障課題への取組」をテーマとして、テロ問題、国際犯罪、環境問題などについて意見交換を行い、安全保障上の関係強化を図った。

) 資料40(p354)参照

) 防衛庁長官のほか、18か国から国防大臣などが参加。

) 米統合参謀本部副議長のほか、アジア・太平洋地域21か国の参謀総長などが参加。

その他の多国間安全保障対話など(持ち回り開催または他国などで開催される多国間安全保障対話など)

その他の多国間対話など		概 要
政 府	内部部局 など	日米韓防衛実務者協議 アジア太平洋地域後方補給セミナー (PASOLS) Pacific Area Senior Officer Logistics Seminar アジア太平洋防衛分析会議 (AMORS) Asia-Pacific Military Operations Research Symposium
	統合幕僚会議	アジア・太平洋諸国参謀長等会議 (CHOD) Asia-Pacific Chief of Defence Conference
	陸上自衛隊	太平洋地域陸軍管理セミナー (PAMS) Pacific Armies Management Seminar 太平洋地域陸軍参謀総長等会議 (PACC) Pacific Armies Chiefs Conference
主 催	海上自衛隊	国際シーパワーシンポジウム (ISS) International Sea power Symposium 西太平洋海軍シンポジウム (WPNS) Western Pacific Naval Symposium 西太平洋国際掃海セミナー International MCM Seminer
	航空自衛隊	太平洋地域空軍参謀総長等会同 (PACC) Pacific Air Chiefs Conference 環太平洋空軍作戦部長会議 (DO CONF) Director of Operations Conference
		アジア安全保障会議
民 間 主 催	北太平洋安全保障三極フォーラム	米国、ロシア、日本3か国の民間研究機関(日本国際問題研究所など)の主催により、3か国の外交・防衛当局者や民間研究者が北太平洋地域の安全保障にかかわる諸問題に関して自由に意見交換を行う場である。94年の第1回から参加している。
	北東アジア協カダイアログ (NEACD) The Northeast Asia Cooperation Dialogue	米カリフォルニア大学サンディエゴ校の世界紛争・協力研究所 (IGCC) や米国、ロシア、中国、韓国、日本5か国の民間研究機関など(日本国際問題研究所など)が中心となり、参加国から民間研究者や政府関係者が参加して、この地域の安全保障情勢や信頼醸成措置などについて自由に意見交換を行う場である。93年の第1回から参加している。

(注) 部隊の配備や運用計画などを定量的に評価し、最良策を決定するための手法。

15年度予算における関連事業の概要

関係諸国との防衛首脳級、次官級や防衛当局実務者級の協議・意見交換の実施
 統幕スタッフトークスなどの各自衛隊の防衛実務担当者級の協議・意見交換の実施
 アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム（東京ディフェンスフォーラム）及び同
 分科会の開催
 アジア・太平洋諸国安全保障セミナーの開催
 防衛大学校と韓国士官学校との交流

2 多国間共同訓練

アジア太平洋地域での多国間共同訓練の意義

2000（平成12）年から、アジア太平洋地域では、地域の平和と安定のため、人道支援活動、災害救援、非戦闘員退避活動などにかかわるこの地域の円滑な多国間協力の推進やこれらの活動を通じた関係国間の信頼関係の増進を図るよう、これまでの訓練に人道支援活動などへの対応を取り入れるとともに、多国間での訓練への取組が始まった。具体的には、00（同12）年のリムパックで難民救援訓練が行われた。



多国間搜索救難訓練に参加中の掃海艦「はちじょう」
 （昨年10月 関東南方海域）

また、米国・タイの二国間演習であったコブラゴールド演習に、00（同12）年よりシンガポールが参加し、人道支援活動や国連平和維持活動などに焦点をあてた多国間共同訓練が行われている。

シンガポールも、はじめての多国間共同訓練として、00（同12）年に第1回西太平洋潜水艦救難訓練を主催した。

防衛庁・自衛隊としては、このような多国間共同訓練に参加することやこれを主催することは、自衛隊の各種技量の向上はもとより、関係国間の各種調整や意見交換を通じ、相互理解の促進や信頼関係の増進に寄与するものと考えており、引き続き、積極的に取り組んでいくこととしている。

アジア太平洋地域での多国間共同訓練の主催など

(1) 多国間共同訓練の主催など

海自は、昨年4月から5月上旬にかけて、第2回西太平洋潜水艦救難訓練を主催した。この訓練は、わが国が主催するはじめての多国間共同訓練であり、九州西方海域で、潜水艦救難技術の展示などを行った。

また、昨年10月には、海自が国際観艦式に引き続き、多国間搜索救難訓練を主催した。この訓練には、海自の艦艇9隻を含め、9か国18隻の艦艇が参加するとともに、オブザーバーとして4か国が参加した。二国間の搜索・救難訓練は、98（同10）年から行われていたが、多国間の枠組で行うのは、今回がはじめてであった。本訓練は、関東南方海域などにおいて、海自の艦艇が模擬した遭難商船に対して参加国の艦艇などが、搜索・

シンガポールは、このほかに、2001（平成13）年、第1回西太平洋掃海訓練を主催し、海自の艦艇3隻が参加した（平成14年版防衛白書4章3節2（p236～237）参照）。

http://jda-clearing.jda.go.jp/kunrei/w_fd/2002/column/frame/ak144004.htm

2000（平成12）年、シンガポール海軍が主催した第1回西太平洋潜水艦救難訓練に、海上自衛隊は艦艇2隻を派遣した。

また、昨年の訓練には、海自の艦艇3隻を含め、5か国10隻の艦艇が参加した（平成14年版防衛白書4章3節2（p236～p237）参照）。

http://jda-clearing.jda.go.jp/kunrei/w_fd/2002/column/frame/ak144004.htm

多国間搜索救難訓練
 参加国：日本、インド、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ、ニュージーランド、フランス、ロシア
 オブザーバー参加国：カナダ、フィリピン、ベトナム、マレーシア

救難を行う手順や共同要領を訓練したものである。また、本訓練に多くの国が参加して成功裡に終了したことにより、捜索救難活動に焦点を当てた訓練が、今後の多国間共同訓練の形態の1つとなり得ることが確認できた。

(2) 多国間共同訓練へのオブザーバーの派遣など

自衛隊は、本年5月、米軍、タイ軍を主体（シンガポール軍は指揮所演習の部分にのみ参加）とし、タイで行われた共同訓練（コブラゴールド03）¹⁾に統幕や陸自の幹部自衛官などを01（同13）年、昨年に続きオブザーバーとして派遣した。また、空自は、昨年9月、カナダ、米国、ロシアが参加して、カナダで行われた共同訓練（北極地域捜索救難訓練2003）に幹部自衛官をオブザーバーとして派遣した。

なお、オブザーバーについては、派遣のみならず、わが国が行う二国間訓練などへの諸外国からの招へいにも取り組み始めた。特に、01（同13）年9月、わが国で行った第4回日露捜索・救難共同訓練²⁾には、防衛庁・自衛隊として、はじめて、アジア太平洋地域の8か国から9名のオブザーバーを招へいした。



MCAP02において衛生部隊の訓練を
研修する各国オブザーバー
(昨年11月 埼玉県朝霞訓練場)

また、昨年11月、陸自としてははじめてオブザーバー³⁾を招へいし、アジア太平洋地域多国間協力プログラム（MCAP02）⁴⁾を主催した。本プログラム（Multinational Cooperation program in the Asia Pacific 2002）において、各国オブザーバーは、日米共同訓練の実施状況や富士学校などを研修した。また、アジア太平洋地域における陸軍種間の多国間協力に関する意見交換では、平和維持活動、人道支援・災害救助活動といった分野について、参加各国が共通の関心を有していることが確認された。

¹⁾ 1章3節5（p72）参照。

²⁾ 海自艦艇2隻、露艦艇1隻が参加した。

³⁾ 参加国：米国、インドネシア、オーストラリア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ラオス、ロシア（カナダ、韓国、ブルネイは、意見交換に在京武官などが参加）

3 軍備管理・軍縮分野への取組

大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイル及びこれらの関連機材・物資の拡散問題や様々な通常兵器の紛争地域などへの移転問題への対応が、わが国を含む国際社会の平和と安定にとって重要な課題となっている。わが国としては、軍備管理・軍縮分野における国際的合意などが、わが国の安全保障の強化に資するよう、この分野における国際社会の努力に対して積極的に協力することが有意義であると認識している。このため、防衛庁・自衛隊は、国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍縮分野の努力に対し、様々な協力を行っている。なお、軍備の透明性については、防衛白書で自衛隊の保有する装備の種類や数量などの情報を毎年公開するなど、高い透明性の確保に努めている⁵⁾。

⁵⁾ 資料19～22（p336～338）参照。

イラクの大量破壊兵器などの廃棄に関する国連の活動への協力

99（同11）年12月に採択した国連安保理決議第1284号に基づき、国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）⁶⁾が設置された。

United Nations Monitoring, Verification and Inspection Commission

⁶⁾ 1章1節3（p9）参照。

UNMOVICは、ニューヨークに所在する本部のほか、コミッショナー協議会と現地における査察などを実施するための現地組織（バグダッド・センター）の3機関などで構成されている。

国際社会におけるより安定した安全保障環境の構築に協力するため、わが国としてUNMOVICに対し、査察などの活動を効果的に実施するための協力を行うことは重要である。

このため、防衛庁・自衛隊は、01（同13）年2月以降、ミサイルの専門家である海上自衛官1名を本部職員として派遣し、03（同15）年3月以降は、本部職員としてさらに航空自衛官1名を派遣している。



UNMOVICで職員と協議中の竹平2等空佐
（本年4月 ニューヨーク国連本部）

資料41（p355）参照。

国連軍備登録制度への参加

国連軍備登録制度は、軍備の透明性の向上をねらいとして、わが国がEC¹⁾諸国などとともに提案し、91（同3）年の国連総会で採択された「軍備の透明性」決議に基づき発足した。

この制度では、（1）戦車、（2）装甲戦闘車両、（3）大口徑火砲システム、（4）戦闘用航空機、（5）攻撃ヘリコプター、（6）軍用艦艇、（7）ミサイルとミサイル発射装置の7種類の装備品について、各国は、その年間輸出入数量を国連に登録することとなっている。

防衛庁は、毎年、装備品の年間輸入数量を登録するとともに、保有数や国内調達に関する情報をも提供して、より一層の透明性の確保に努めている。

また、この制度の改善・強化のために行われている見直しのための専門家会合などに、適宜、防衛庁の職員を参加させている。

国連軍事支出報告制度への協力

国連軍事支出報告制度は、安全保障上の必要性の観点から、バランスのとれた軍事費の抑制、透明性の向上により各国間の信頼関係を増進することをねらいとして、80（昭和55）年の国連総会で採択された決議に基づき、82（同57）年から開始された。

防衛庁は、第1回目（82（同57）年）から、本制度の趣旨を踏まえ、人件費、維持費などの購入費、研究開発費などを国連に報告している。

軍縮関連条約への協力

（1）化学兵器禁止条約（CWC）

Chemical Weapons Convention

化学兵器禁止条約²⁾は、化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲、使用を禁止し、その廃棄を義務付けることで化学兵器の廃絶を目指すものである。また、その実効性を確保するために、広範かつ厳密な検証制度を定めている。

1章2節3（p36）参照。

1) 欧州共同体。1967年に発足し、経済的な統合を目的に発展。1993（平成5）年に、引き続き経済・通貨統合を進めるとともに、共通外交安全保障政策や司法・内務協力などのより幅広い協力をも目指す政治・経済統合体である「欧州連合（EU：European Union）」が発足している。



OPCW査察局運用計画部長として米国の安全保障関係者に
対応中の浦野1等陸佐（昨年11月 OPCW本部）

防衛庁は、80（同55）年以降、この条約の交渉の場に、陸自から化学防護の専門家を随時派遣し、日本代表団の一員として条約案の作成に寄与してきた。また、条約の発効に伴って、条約の定める検証措置などを行うため、オランダのハーグに設立された化学兵器禁止機関（OPCW）Organization for the Prohibition of Chemical Weaponsに、97（平成9）年以降、化学防護の専門家である陸上自衛官^をを派遣している。

なお、陸自化学学校（埼玉県さいたま市）では、条約の規制対象である化学物質を少量合成していることから、条約の規定に基づき、97（同9）年以降4回の査察を受け入れており、最近では、本年3月に査察が行われた。

（2）中国遺棄化学兵器廃棄処理事業への協力

中国遺棄化学兵器廃棄処理事業については、日中共同声明、日中平和友好条約の精神を踏まえ、化学兵器禁止条約に基づいて、政府全体として取り組んでおり、防衛庁は、遺棄化学兵器処理を担当する内閣府に陸上自衛官を含む職員3名を出向させるなどの協力を行っている。

これまでの調査の結果、中国に遺棄されている旧日本軍の化学兵器は約70万発にのぼると推定される。

昨年の本格的な処理事業としては、中国黒龍江省孫呉県^{こくりゅうこう そんご}で、遺棄化学兵器の発掘・回収作業が行われた。同県における作業では、砲弾の鑑定、応急安全化処置などのため、防衛庁・自衛隊から、陸上自衛官8名が現地に派遣され、日本側要員の中核としてこれに従事した。

（3）生物兵器禁止条約（BWC）

Biological Weapons Convention

防衛庁・自衛隊は、生物兵器禁止条約^のの強化のための交渉の場に、薬学・医学の専門家である陸上自衛官を必要に応じ派遣している。

（4）包括的核実験禁止条約（CTBT）

Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty

わが国は、包括的核実験禁止条約^のの早期発効に向けて努力を続けているが、批准^{ひじゅん}が発効要件となっている特定諸国のうち13か国が批准していない^のことから、条約発効の見通しは立っていない。この条約について、防衛庁は、外務省などに所要の情報を提供するなど、できる限りの協力を行っている。

（5）特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）

Convention on Conventional Weapons

わが国は、特定通常兵器使用禁止・制限条約^のを、82（昭和57）年に締結し、条約はその翌年に発効した。

現在、紛争終了後の爆発性戦争残存物（ERW）Explosive Remnants of Warや一部の対車両地雷（MOTAPM）Mines Other Than Anti-Personnel Minesがもたらし得る人道上の危険性を減少させるための交渉などが行われている。

わが国は、米国、デンマークなどと共同で、対車両地雷の規制に関する新たな議定書作成の提案を行っており、防衛庁は、当初の条約の作成と議定書の追加・改正の交渉の場、締約国会議、政府専門家会合などに、適宜、職員を派遣している。

- ）OPCWへの派遣実績
- ・1997（同9）年6月～02（同14）年6月：陸将補1名（査察局長）
- ・1997（同9）年6月～00（同12）年1月：1等陸尉1名（査察官）
- ・2002（同14）年10月～05（同17）年9月：1等陸佐1名（運用計画部長）
- ）資料41（p356）参照。

）1章2節3（p36）参照。

）1章2節3（p36）参照。

）米国、アルジェリア、イスラエル、イラン、インド、インドネシア、エジプト、コロンビア、コンゴ民主共和国、中国、北朝鮮、パキスタン、ベトナムの13か国が未批准（本年6月現在）

）1章2節3（p36）参照。

対人地雷問題へのわが国の対応

1997(平成9)年国連資料によると約1億1,000万個とされている一方で、2001(同13)年米國務省レポートによると約5,000万個とされており、確定されていない。

1章2節3(p36)参照。

本節(p228)参照。

現在も全世界には多数の対人地雷が埋設¹⁾されていると言われており、紛争終了後も放置された対人地雷が、一般市民を含む多数の人々に無差別的な被害をもたらし、ひいては、紛争後の国家の復興と発展を妨げている。このような対人地雷による人道的問題を解決するため、97(平成9)年、対人地雷禁止条約が成立し、我が国に対しては99(同11)年に発効した。こうした一連の活動において、防衛庁は、条約交渉に職員を派遣するなどの協力を行った。

この条約は、本年5月現在、134か国が締結しているが、アジア太平洋地域などでは41か国のうち17か国しか締結しておらず、対人地雷²⁾の廃絶を実現するためには、この条約の締約国を増やすことが重要な課題となっている。このため、防衛庁は、外務省と調整し、わが国として、この条約を締結していないアジア太平洋諸国などに対し、条約の締結を働きかけている。最近では、本年1月のアジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム(東京ディフェンス・フォーラム)第2回分科会³⁾と本年4月の第10回ARF・SOM(高級事務レベル会合)において、対人地雷禁止条約を締結していない国に対し防衛庁から本条約の締結を呼びかけた。

また、防衛庁は、条約に規定された貯蔵対人地雷の廃棄を完了するため、安全性などを考慮した上で、自衛隊が貯蔵していた対人地雷の廃棄を国内事業者に委託し、00(同12)年1月から処分を開始し、本年2月、条約で認められた地雷の探知、除去などの技術開発及び訓練のための必要最小限の例外的な保有分を除き、すべての対人地雷を廃棄した。また、この最終廃棄にあたり、わが国が対人地雷禁止条約を遵守し条約で定められた廃棄期限までに対人地雷の廃棄が完了したことを広く国内外に知らせるため、小泉首相出席の下、航空自衛隊^{あいはの}饗庭野分屯基地(滋賀県新旭町)で対人地雷廃棄完了式典を行った。

条約の発効に伴い、人道的配慮を行いつつ、わが国の安全保障を確保するため、防衛庁は、条約上の対人地雷に該当せず、一般市民に危害を与えるおそれのない代替手段として、昨年度から対人障害システムの整備を開始したが、当面の間は、指向性散弾^{しこうせいさんだん}などと併せて対応することとしている。

さらに、防衛庁は、国際条約に規定された例外保有などについての年次報告を国連に対して行うとともに、関連国際会議などに適宜職員を派遣するなど、国際社会の対人地雷への取組に積極的に協力している⁴⁾。

このほか、地雷探知・除去に関する技術開発を支援するため、現在、産官学間で各種の検討が行われており、防衛庁も、これらの取組に積極的に協力している。具体的には、企業や大学では地雷探知・除去機材などの実証試験の場が限られている現状を踏まえ、防衛庁が管理する試験場などへの受入れなどを行っている。

敵歩兵の接近を妨害するために使用する対歩兵戦闘用爆薬。隊員が目標を視認して作動させるものであり、人の存在、接近又は接触により爆発するように設計されたものではなく、対人地雷禁止条約で禁止されているような民間人も無差別に被害を受けるようなものではない。

1章2節3(p36)参照。

防衛庁は、カンボジアにおける対人地雷除去活動への支援のため、1999(同11)年から退職自衛官を国際協力事業団(JICA)に推薦しており、この退職自衛官はJICAの長期派遣専門家の枠組で、カンボジアで地雷除去活動を行っているカンボジア地雷対策センター(CMAC)の整備・輸送アドバイザーとして派遣されている。2000(同12)年5月に一人目の退職自衛官(元3等陸佐)が派遣され、2002(同14)年5月に任期を終了したことを受け、同年12月から後任の退職自衛官(元2等陸佐)が派遣されている。

兵器の不拡散への取組

防衛庁は、92（同4）年からミサイル技術管理レジーム（MTCR） ^{Missile Technology Control Regime}の会合に、94（同6）年からは生物・化学兵器の原材料などの輸出規制を行っているオーストラリア・グループ（AG） ^{Australia Group}と呼ばれる会合に、毎年職員を参加させている。また、00（同12）年11月に採択された国連総会決議に基づいて設置された国連ミサイル専門家パネルの会合に航空自衛官を参加させた。ミサイルに関しては、軍備管理の枠組が存在せず、MTCRだけでは弾道ミサイルの不拡散を防止することは困難との認識から、MTCR参加国以外の国々にも開かれた弾道ミサイルの不拡散を目的として、昨年11月、国際行動規範（ICOC） ^{International Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation}が、オランダ・ハーグにて101か国の参加のもとで採択された。防衛庁から参加した職員は、これらの会合において、専門的な助言や意見交換を行うことにより、大量破壊兵器やその運搬手段の不拡散などに対処するため、これらの規制が実効性のあるものとなるよう協力している。

）1章2節3（p36）参照。
 ）参加国の自主的な措置により、大量破壊兵器を運搬可能なミサイル・同関連技術の移転を規制する多国間の枠組。
 ）参加国を法的に拘束しない政治的合意。
 ）2003（同15）年6月現在、106か国がICOCに参加している。

15年度予算における関連事業の概要

- 国連が主催する軍備管理・軍縮関連の会議などへの参加
- 特定通常兵器使用禁止・制限条約（CCW）関連会議への参加
- 対人地雷禁止条約（オタワ条約）関連会議への参加
- 化学兵器禁止条約（CWC）関連会議への参加

国際観艦式

国際観艦式の概要

海自は、昨年10月、創設50周年にあたって、多国間安全保障対話として第8回西太平洋海軍シンポジウムを、多国間共同訓練として多国間搜索救難訓練を主催し、また、国際観艦式を行った。

国際観艦式とは、通常、国家的な節目となる記念日などに多数の外国海軍艦艇の参加を得て行われるものである。昨年10月に行った国際観艦式は、海自の創設50周年を記念して、11か国17隻の外国海軍艦艇の参加を得て、海自艦艇24隻を合わせた41隻の艦艇で、晴天の下、東京湾で行われた。

観艦式の実施方法

観艦式の実施方法には、停泊方式と移動方式がある。今回は、停泊方式であったが、これは、観閲を受ける艦艇（受閲艦艇）が整列して停泊している間を、観閲官を乗せた艦艇（観閲艦艇）が航行する形態で行うものである。観閲艦艇と受閲艦艇がともに航行しながら行う移動方式に比べ、狭い海域で行うことが可能であり、また、受閲艦艇を動かす必要がなく、事前の調整が比較的容易なことから、通常各国から多数の参加艦艇を募って行う国際観艦式は、停泊方式で行われるのが一般的である。

一方、移動方式は、ある程度広い海面の確保が必要となり、参加する艦艇にも高い技量が要求されることから、事前に十分な訓練や調整を行うことが不可欠となる。3年に1度行っている自衛隊観艦式はこれにあたる。

国際観艦式の成果など

昨年の国際観艦式は、海自発足以来、はじめて行ったものであり、多数の外国海軍との交流を通じて、信頼関係の向上を図るとともに、海自の威容を国内外に示すこととなった。観艦式に先立つ事前調整などにおいて、気象、潮流の影響、投錨方法、慣習の違いによる登艦礼式（乗組員が甲板上に整列し敬礼を行うこと）の相違点などを認識することができた。また、観艦式では、防衛施策に対する国民の理解を深めるために体験航海などを行った。

なお、今までに、海自が参加した国際観艦式としては、1988（昭和63）年のオーストラリア建国200周年記念国際観艦式、95（平成7）年のインドネシア独立50周年記念国際観艦式、96（同8）年のロシア海軍300周年記念観艦式、98（同10）年のフィリピン海軍創設100周年記念観艦式、韓国政府及び国軍創設50周年国際観艦式、00（同12）年、2000年を記念して米国で行われたニューヨーク国際観艦式、01（同13）年のインド建国50周年記念国際観艦式がある。

）平成14年版防衛白書5章2節2（p286～p287）http://jda-clearing.jda.go.jp/kunrei/w_fd/2002/column/frame/ak145008.htm 参照。

）海外からは、韓国、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、タイ、マレーシア、チリ、フランス、インド及び米国からの参加があった。

）この他にも海面警戒のため、イージス艦を指揮艦とする合計22隻（小回りの利く掃海艦艇など）が参加した。



国際観艦式で観閲艦艇として航海中の護衛艦「しらね」
（昨年10月 東京湾）



受閲中の小泉総理
（昨年10月 東京湾 護衛艦「しらね」）



防衛庁、自衛隊に関連するものとしては初めてとなる
国際観艦式を記念して発行された切手
（デザイン：護衛艦「しらね」「ちようかい」（昨年10月））